

東京東部低地帯の大規模水害 広域避難推進検討会の設置について

令和7年7月11日(金)

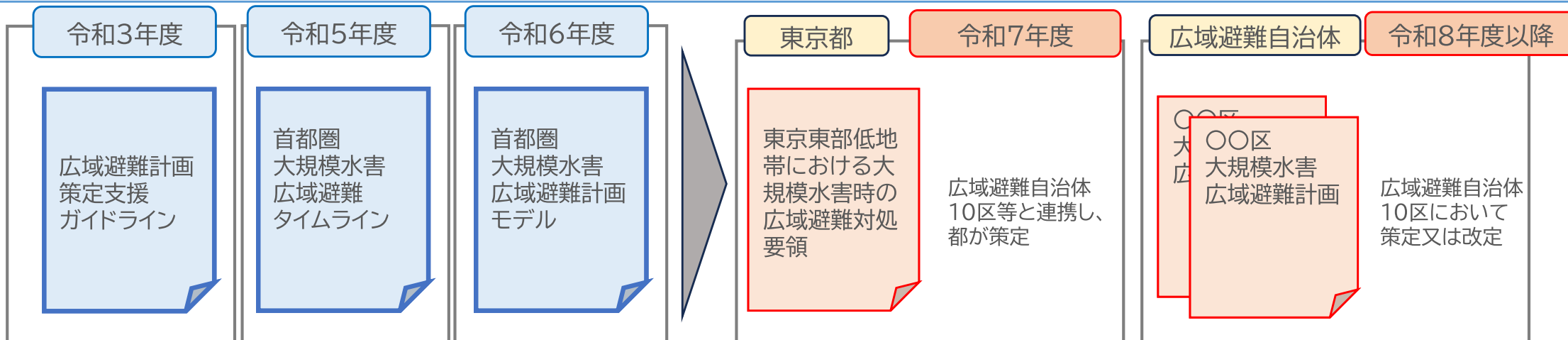
東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会

東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会の設置について

1 これまでの検討経緯

- 平成30年6月、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置し、広域避難について検討開始
→令和4年3月、広域避難計画を策定する上で必要な事項や検討手順、留意点等を整理し「**広域避難計画策定支援ガイドライン**」を取りまとめ
- 令和4年6月、同ガイドラインを踏まえ、東京東部低地帯において広域避難計画を策定するフェーズに移行するために、「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を設置
→令和6年3月、全ての機関が「共通認識」の下、各々が実施する対応、行動について「タイミング」、「内容」を共有するための「**首都圏大規模水害広域避難タイムライン**」を取りまとめ
→令和7年3月、行政区域を越える住民の避難が必要な自治体が策定する広域避難計画のベース（ひな型）となる「**首都圏大規模水害広域避難計画モデル**」を取りまとめ
→今後、同モデルを踏まえ、東京都大規模水害広域避難計画（仮称）を策定し、区が広域避難計画を策定等できるよう支援

- 令和7年度は、東京都の広域避難計画である「**東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領**」や令和8年度以降の**広域避難自治体（10区）の広域避難計画の策定又は改定**に向けた検討を進める。



東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会の設置について

2 検討会設置の目的・構成員等

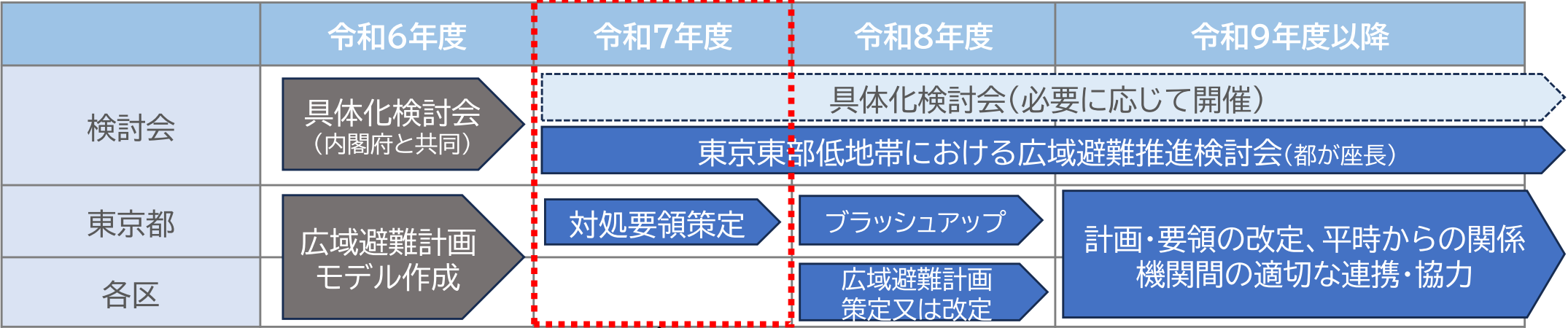
- 「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」が取りまとめた「首都圏大規模水害広域避難計画モデル(令和7年3月)」を踏まえ、東京都及び関係自治体等が予定する東京東部低地帯の大規模水害時の広域避難に係る計画や要領等の策定又は改定に資する検討を行う
- 東京東部低地帯の大規模水害時における広域避難の円滑で確実な実施に向けた、平時からの関係機関間の適切な連携・協力を図る

項目	詳細・内容等
検討会	【座 長】東京都総務局 【構成員】中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区(10区) 【オブザーバー】内閣府(防災担当)、総務省消防庁、国土交通省関東地方整備局統括防災官、国土交通省関東地方整備局河川部、国土交通省関東運輸局、荒川下流河川事務所、東京管区气象台、陸上自衛隊、東京都交通局、埼玉県、千葉県、警視庁警備部、警視庁交通部、東京消防庁、東京商工会議所、日本放送協会、京成電鉄株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、小田急電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、一般社団法人東京バス協会、東武鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 (28機関)
WG	検討会の下にWGを設置して、計画・要領等の策定又は改定に資する検討や課題整理等を実施 【長】東京都総務局 【構成員】中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区 【オブザーバー】必要に応じて選出
会議の公表	【検討会】会議及び会議録は非公開、資料は原則公開 【WG】全て非公開

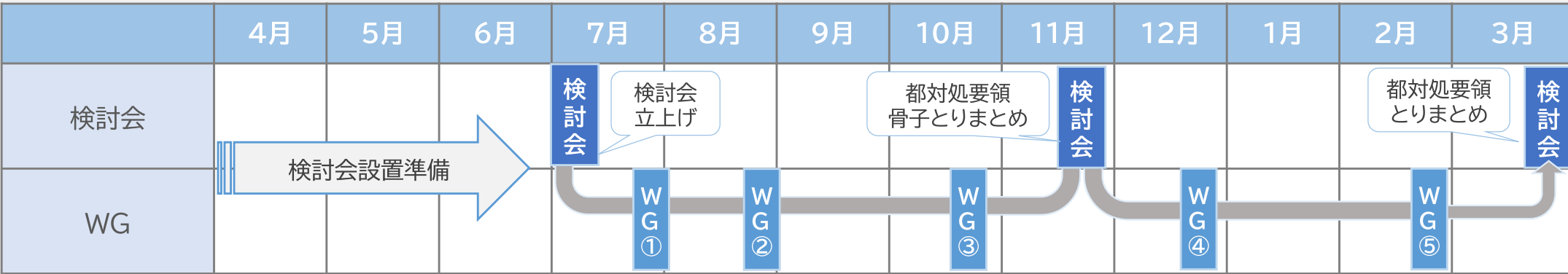
東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会の設置について

3 広域避難検討スケジュール

全体スケジュール



令和7年度スケジュール



東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会の設置について

4 WGの進め方(案)

検討事項

■議題1:「東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領」の策定に係る検討

✓令和7年3月に作成した広域避難計画モデルは、広域避難する際の「手順」や「取組」が明文化されているが、運用上の詳細が明記されていないため、「第2部」として、具体的な取組を定める。

【第1部】広域避難計画モデルを基に、広域避難の基本的な考え方と都と区の役割分担を明確化

【第2部】広域避難の実効性を確保するため、令和6年3月に策定した**広域避難タイムライン**に沿って、**より具体的な取組・手順**を明記

■議題2:個別課題検討

✓対処要領策定に係る検討のほかに**今後整理が必要な課題**について個別に検討

✓個別課題(案)

- ①要配慮者の広域避難に係る考え方の整理
- ②広域避難者のバス輸送に関する考え方の整理
- ③広域避難先施設の開設運営計画策定等に係る課題整理
- ④平時からの広報に係る考え方の整理

WGの進め方イメージ

	内 容
WG①	都対処要領骨子検討、個別課題確認
WG②	都対処要領(案)検討、個別課題対応方針整理
WG③	都対処要領修正(案)検討、個別課題検討
WG④	都対処要領修正(案)検討、個別課題検討
WG⑤	都対処要領修正(案)検討、個別課題検討